

○国土交通省令第七号  
 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十六条の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和元年五月二十四日  
 国土交通大臣 石井 啓一

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令  
 （自動車型式指定規則の一部改正）

第一条 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項

第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項

を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のために供するものを除く。）の用に供してはいないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行ったもの（以下「走行車」という。）を、機構に提示しなければならない。

を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のために供するものを除く。）の用に供してはいないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行ったもの（第四項において「走行車」という。）を、機構に提示しなければならない。

一〇八（略）

一〇八（略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。

一・二（略）

一・二（略）

三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に適合することを証する書面（法第七十五条の二第一項の規定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）又は法第七十五条の三第一項の規定を受けた指定特定装置（以下「指定特定装置」という。））については、当該指定を受けたことを証する書面

三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に適合することを証する書面（法第七十五条の二第一項の指定を受けた共通構造部又は法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面）

四〇八（略）

四〇八（略）

九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止

イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の取消し

ロ 法第七十五条第八項の規定による指定自動車の型式についての指定の取消し

ロ 第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 法第七十五条の二第五項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 法第七十五条の三第六項の規定による指定特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3・4（略）

3・4（略）